

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

徳島国民年金 事案318

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、町内の婦人会を通じて納付していた。近所のAさんが集金に来てくれており、当時の保険料は月額150円であったことを記憶している。市役所で確認したとき、申立期間は免除承認期間となっていると言われたが、免除申請手続きを行ったことは一切無い。

申立期間が免除承認期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、このうち、i) 昭和45年4月から47年9月までの期間については、夫婦とも納期限内の同一日に納付していることが確認できること、ii) 生活保護を受給し法定免除要件に該当する期間(47年4月から48年4月までの期間)についても国民年金保険料を納付していることから、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人が納付していたと主張する保険料額(月額150円)は、当時の国民年金保険料額と一致する。

さらに、申立人が国民年金保険料の集金に来てくれていたとするA氏から、申立期間当時、婦人会の集金担当者として申立人宅を訪問したことがあるとの証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、20歳の誕生日を迎えて間もなく、母がA市役所に出向き、私の国民年金(任意加入)加入手続を行うとともに、保険料も納付してくれていた。

私の妹も、母が国民年金に任意加入させており、保険料も納付済みとなっているのに、私の申立期間は未加入期間とされている。

未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、申立人が20歳の誕生日を迎えた平成元年1月、A市役所に出向き国民年金の加入手続を行ったことを鮮明に記憶しているとともに、その際に配付された「国民年金手帳領収書保管袋」を所持しており、当該保管袋の裏面には、昭和62年2月現在の国民年金保養施設の紹介(P R)が印刷されていることから、申立人の母親の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人の母親の国民年金保険料の納付方法等に係る主張についても、その説明は具体的であり、当時の状況との矛盾点はない。

加えて、申立人の妹も、申立人と同様、20歳から国民年金に任意加入するとともに、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案320

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年1月まで

昭和49年10月下旬、A県A市からB県C郡旧D町(現E町)に転入し、転入手続時に同町役場の職員から、国民年金への加入を勧められ、その場で加入手続を行った。

昭和49年11月及び12月の国民年金保険料については、加入手続時に役場の窓口で納付し、50年1月からの保険料については、婦人会を通じて納付した。申立期間の保険料額は、1か月あたり1,000円程度だったと記憶している。

申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、このうち、昭和50年2月から61年3月までの約11年間、国民年金に任意加入し保険料を完納している上、平成6年4月から14年3月までの期間については、保険料を前納していることから、納付意識が高かったもの考えられる。

また、社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿において、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出年月日を訂正した形跡が認められるとともに、申立人が所持する国民年金手帳に、本来、手帳交付時に記載されるべき資格取得年月日が記載されていないことから、行政側の資格取得事務が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の保険料納付方法に係る記憶は鮮明かつ具体的であるとともに、申立人が記憶している保険料額についても、当時の国民年金保険

料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和37年1月23日、資格喪失日が44年2月1日とされ、当該期間のうち、37年1月23日から同年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社A B支店における資格取得日を37年1月23日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月23日から同年2月1日まで

私は、昭和36年4月に株式会社Aに入社して以降、人事異動はあったものの、平成14年8月に退職するまでずっと同社で勤務していた。

申立期間については、平成16年に社会保険事務所に対して記録訂正の申立てを行い、被保険者記録を訂正してもらったが、この時点において当該期間の保険料は時効により徴収できないため、年金額の算定期間に加算されていない。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社A B支店における厚生年金保険の被保険者記録については、平成16年10月にC社会保険事務所において、昭和37年1月23日から同年2月1日まで厚生年金保険の被保険者であったと認められ、これに基づき申立人の被保険者資格の得喪等が記録されている。ただし、当該訂正においては、保険者により申立人の当該期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないと判断しており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該

期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は、上記期間についての年金記録の確認を求めているものであるが、雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間の前後を通じて継続して申立事業所に勤務していたことが確認できるとともに、申立人から提出された申立事業所に係る社員カードの記録から、申立人は、昭和37年1月23日から当該事業所に勤務していたと認められる。

また、申立人が記憶している同僚等4名（うち3名は申立期間を含めて申立人と同じ業務に従事）は、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、元同僚からは当時、転勤などで給与体系が変わることはなかった旨の証言を得ている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から51年12月まで

未納となっている申立期間について、A町B納税組合を通じて夫婦一緒に国民年金保険料を毎月納付した。国民健康保険、水道料、地方税等も納税組合を通じて納付した。地域の者が交代制で集金を担当し、国民年金保険料等の集金をしていた。

領収書等について残っていないが、確かに納付してきたので納付済期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に保険料を納付していたとする配偶者の納付記録も未納となっている。

また、A町の国民年金被保険者名簿において、申立期間直後の昭和52年1月から52年3月までの保険料が、54年3月22日付けで過年度納付されていることが確認できるが、当該時点では、申立期間に係る保険料は時効により納付することができず、特例納付により申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の配偶者も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等についての供述も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

A市より未納とされている国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの通知があり、A市年金窓口で夫と一緒にいった。申立期間3年分の国民年金保険料を一括して年金窓口で現金納付した。その際に、窓口の職員が年金手帳にA市のゴム印を押して、「これが領収書の代わりです。」と言った。未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、A市の職員から3年間さかのぼって納付できると言われて、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、さかのぼって加入することはできず、3年間さかのぼって納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、年金手帳の「被保険者でなくなった日」欄に「平成3年4月10日」と記載され、「A市」の押印がされていることをもって、申立期間の保険料が納付されたものと主張しているが、当該欄は、A市において記載したことを示すものであり、保険料が納付された時期を記載したものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの期間、38年11月から42年7月までの期間、61年4月から62年6月までの期間及び平成14年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、62年7月から平成14年10月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで
② 昭和38年11月から42年7月まで
③ 昭和61年4月から平成14年11月まで

結婚を機に昭和37年10月ころからA府B市で夫と暮らし始め、そのころにB市役所で国民年金の加入手続をした。

その後、昭和41年11月にC県D市に転居したが、いずれの市でも自宅に来る集金人を通じて保険料を納付したことは間違いなく、申立期間①及び②が未納であることに納得いかない。

また、申立期間③当時はC県E市に住んでおり、銀行の口座引き落としなどにより納付した。申立期間③の直前まで付加保険料も納付しており、65歳になる平成14年12月の誕生日前月まで、それまでと変わらずに付加保険料も納付したはずであり、その旨記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料（申立期間③の一部については定額保険料のみ納付済み。）を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

2 申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金への加入）は、D市において、昭和42年8月28日付けで任意加入として払い出されており、平成9年12月24日付けで申立人に係る社会保険庁の記録が訂正されるまでは、加入以前の期間については、当該期間を含めて、すべて任意加入対象期間として取り扱われていること

から、当該期間についてさかのぼって納付することはできなかったものと考えられ、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人が所持する昭和47年4月1日発行の国民年金手帳及びE市が保管する申立人に係る国民年金収納簿を見ると、当該期間のうち61年4月から62年6月までの期間については、当時、同市では、申立人が第3号被保険者であるものとして取り扱われていたことが確認できることから、当該期間に係る納付書の発行等は行われなかったものと考えられる。

また、E市が保管する申立人に係る国民年金収納簿について、昭和62年7月から平成6年3月までの期間の収納記録を見ると、すべて定額保険料のみの収納記録となっている上、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録を見ると、昭和62年8月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料が、9年6月23日付けで申立人へ還付されているが、定額保険料額分のみであることが確認できる。

さらに、申立人が口座引き落としにより国民年金保険料を納付していたとするF銀行（旧G銀行）の申立人の口座について、昭和61年2月から平成15年2月までの取引履歴を確認した結果、10年9月以降について保険料の引き落とし記録が確認できるものの、すべて定額保険料額のみが引き落とされており、また、14年11月分に係る保険料の引き落とし記録は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②並びに申立期間③のうち昭和61年4月から62年6月までの期間及び平成14年11月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間③のうち昭和62年7月から平成14年10月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A事業所の記録が無い旨の回答をもらった。
当時、同じ定時制高校に通っていたB氏に厚生年金保険被保険者記録があるのに、一緒に働いていた自分の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の提出資料により、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していたことは確認することができる。

しかし、申立事業所は、昭和42年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち41年4月から42年11月までの期間は、厚生年金保険の適用事業所としての届出が行われていないことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和42年12月から43年3月までの期間については、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が記憶している同僚のB氏は記載されているものの、申立人の氏名等は確認できない上、申立事業所から提出された賃金台帳において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から58年9月まで

私は、昭和53年6月から58年9月まで勤務したA株式会社での厚生年金保険の期間照会を社会保険事務所に提出したが、当該事業所での厚生年金保険の記録は見当たらないとの回答をもらった。

当時は、トレーラーの運転手で、同僚の氏名も記憶しており、ゴルフボールが頭に当たった際に、健康保険で治療を受けた記憶もあるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主が保管していた従業員住所録において、申立人の氏名が確認でき、申立事業所のB営業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の事業主が保管していたB営業所での昭和53年12月分の給与支払一覧においては、23人の従業員のうち7人が社会保険料を控除されておらず、54年9月分においては、26人中12人が社会保険料を控除されていないことが確認できる上、同僚からは「社会保険の加入は、全員が加入していなかった。入社後すぐに加入しない人もいた。」旨の供述があり、当時、事業主は従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和52年11月1日資格取得の被保険者番号87番から59年1月26日資格取得の被保険者番号141番までに欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人が、ゴルフボールが当たった際に治療を受けた外科に照会したが、当時、申立人が社会保険で受診したことをうかがわせる資料は保管されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年8月まで

昭和19年4月に有限会社Aに就職したが、20年7月ころ事業所が戦災で焼失したので退職した。平成19年8月、社会保険事務所へ厚生年金被保険者記録の照会をしたところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることを知った。脱退手当金を請求したことはなく、受け取ってもいないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から7か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和20年8月30日に資格喪失した者34名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15名に脱退手当金の支給記録があり、全員が7か月以内に支給されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があると考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年9月まで

私は、ハローワークの紹介で、株式会社Aに就職した。入社後、厚生年金手帳も会社に提出し、健康保険証を受けた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録から平成6年11月14日から7年9月21日まで申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立事業所は既に廃業しており、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できず、申立期間当時、顧問をしていた会計事務所にも関連資料は保管されていない。

また、申立期間当時の事業主及び同僚から聴取しても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録の健康保険記号番号を確認したが、申立期間を含む平成5年9月21日資格取得の被保険者番号110番から7年12月1日資格取得の被保険者番号118番までに欠番はなく、申立人の氏名は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年ころから42年7月まで

私は、A株式会社で現場監督をしていた父の下で、トンネル工事の型枠職人として父と共に、Bを最初に、C、その後、Dを中心として四国一円の現場に行っていた。

昭和42年交付の発破技師免許を所持しているが、この免許取得には実務経験が必要であり、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における仕事内容等に関する申立人の供述から、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立期間当時、全国の支店で労務管理を担当していた者からは「現場作業員の多くは、社会保険に加入していなかった。」旨の供述があることから、当時、事業主は入社と同時にすべての者を加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人が共に勤務していたとする申立人の父親が被保険者となっている申立事業所の各支店に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票について、申立人の父親の厚生年金保険被保険者期間を含む前後の期間における被保険者を確認した結果、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立事業所において、当時の申立人に係る人事記録や給与台帳が保管されておらず、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。